

12 県税に係る税率等の推移

税目				年度							
				昭和25年度	26	27	28	29	30	31	
道 府 民 税	道 府 民 税	税 率	個人					(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税 の5%		所得割 5.5%	
			法人					(創設) 年 均等割 600 円 法人税割 法人税 額の5%	法人税割 5.4%		
	事 業 税	個人	事業主 控除等	免 税 点 25,000 円		基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円	
			税 率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1種業務 6.4% 第2種業務 8%				第1種事業 8% 第2種事業及び 第3種事業 6% 助産婦業務 4%			
		その他					特別所得税を事業 税率第3種事業と した。	クリーニ ング業の 追加			
		法人	税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%				普通法人 年50万円以下 10% 年50万円超 及び清算所得12% 収入金額課税法人 1.5%			
	その他			申告納 付制度 採用			生命保険事業を収 入金額課税とし、 運送業（鉄軌道事 業を除く。）を所 得課税とした。	損害保険 事業を収 入金額課 税とした。			
	不 動 産 取 得 税							(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(そ の他) 5万円		
		道府県たばこ税 (道府県たばこ 消費税)						(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		税率8%	

32	33	34	35	36	37	38	39
所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%			所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%		
		基礎控除 年 200,000円		事業主控 除と名称 変更			事業主控除 年 220,000円
第1種事業課税 所得 年50万円以下 6%年50万円 超8%					第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%		
公衆浴場業 (第三種事業)、 美容業の追加						不動産鑑定 業、印刷製 版業の追加	
普通法人 年50万円以下 8% 年100万円以下 10% 年100万円超 及び清算所得 12%		普通法人 年50万円以下 7% 年100万円以下 8% 年200万円以下 10% 年200万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年50万円以下 7% 年50万円超及び 清算所得 8%			普通法人 年100万円以下 6% 年200万円以下 9% 年200万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年100万円以下 6% 年100万円超及び 清算所得 8%		普通法人 年150万円以下 6% 年300万円以下 9% 年300万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年150万円以下 6% 年150万円超及び 清算所得 8%
地方鉄軌道事業 を所得課税とし た。							
							(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円
					税率 9% 課税標準の改正		

税目		年度		40	41	42	43	44	45	
		個人	法人							
道	府	民	個人		分割課税に係る所得割は等分の間算出税額の90%					
			法人	法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1,000万円以下の法人等 年600円 (2) 資本の金額又は出資金額が1,000万円を超える法人 年1,000円			法人税割 5.6%	
	事	業	個人	事業主控除等	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円			事業主控除 年 320,000円
			税率							
			人	その他				社会保険労務士業の追加		
	税	業	人	税率						
				その他		農業組合法人の行う農業は非課税				
	不動産取得税									
	道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)					税率 10.3%				

46	47	48	49	50	51
					均等割 年300円
			法人税割 5.2%		均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額1,800円 法人税割 6.2% 中小企業等については、税額の6.2分の1の額を控除する。
事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円
			普通法人 年300万円以下 6% 年600万円以下 9% 年600万円超及び清算所得 12% 特別法人 年300万円以下 6% 年300万円超及び清算所得 8%	普通法人 年350万円以下 6% 年700万円以下 9% 年700万円超及び清算所得 12% 特別法人 年350万円以下 6% 年350万円超及び清算所得 8%	
		(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円			

税目		年度		52	53	54	55	56	
		個人	法人				均等割 年 500円		
道 府 民 税	道 府 民 税	税 率	個人						
			法人	均等割 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円	均等割 資本の金額又は出資金額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額とする。(1)から(4)まで同じ。)が (1) 50億円を超える法人 年額20万円 (2) 10億円を超え50億円以下の法人 年額10万円 (3) 1億円を超え10億円以下の法人 年額2万円 (4) 1千万円を超え1億円以下の法人 年額6千円 (5) 前各号に掲げる法人以外の法人 年額2千円			均等割の税率適用基準の改正 資本の金額 (資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額）をいう。) 法人税割 6% 中小法人等については税額の6分の1の額を控除する	
	府 民 税	事 業 税	個 人	事業主 控除等 税 率	事業主控除 年 2,200,000円				
				その他					不動産貸付業、 駐車場業、コン サルタント業、 デザイン業の追 加
		業 税	法 人	税 率			普通法人 年350万円以下 6.6% 年700万円以下 9.9% 年700万円超及び清算 所得 13.2% 特別法人 年350万円以下 6.6% 年350万円超及び清算 所得 8.8% 収入金額課税法人 1.65% 中小法人については 税額の11分の1の額 を控除する。		
				その他					
		不動産取得税							税率 4% 56年7月1日から 61年6月30日 までの住宅に係 る税率は3%
		道府県たばこ税 (道府県たばこ 消費税)							

57	58	59	60	61	62
			均等割 年 700 円		
	均等割 資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額（保険業法に規 定する相互会社にあっ ては純資産額とする。 (1)から(4)まで同じ。)が (1) 50 億円を超える法 人 年額30 万円 (2) 10 億円を超え50 億 円以下の法人 年額20 万円 (3) 1 億円を超え10 億 円以下の法人 年額4 万円 (4) 1 千万円を超え1 億 円以下の法人 年額1 万2 千円 (5) 前各号に掲げる法 人以外の法人 年額4 千円	均等割 資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額（保険業法に規 定する相互会社にあっ ては純資産額とする。 (1)から(4)まで同じ。)が (1) 50 億円を超える法 人 年額75 万円 (2) 10 億円を超え50 億 円以下の法人 年額50 万円 (3) 1 億円を超え10 億 円以下の法人 年額10 万円 (4) 1 千万円を超え1 億 円以下の法人 年額3 万円 (5) 前各号に掲げる法 人以外の法人 年額1 万円	法人税割 5% (S61. 2. 1)		
			事業主控除 年 2,400,000 円		
			新聞業等7 事業に係 る非課税措置の廃止 経過措置 (S61~H6)		
			新聞業等7 事業に係 る非課税措置の廃止 経過措置 (S61~H6)		
				住宅に係る税率の特例措置につ いて平成元年6 月30 日まで3 年 間延長	
			税率 従価割8.1% 従量割1,000 本 につき200 円 課税標準の改正	税率 従価割(小売定価-売渡 本数×1 円)×8.1% 従量割1,000 本につき360 円 (S61. 5. 1~S63. 3. 31)	

税目		年度		63	平成元年度	2	3	4				
		63	平成元年度									
道	府	道	府	民	税	率	個人	所得割(1)130万円以下 2% 130万円超 3% 260万円以下 3% 260万円超 4% (2)株式等に係る譲渡 所得等に対する税 率 2%	所得割 500万円以下 2% 500万円超 4%	所得割 550万円 以下 2% 550万円 超 4%		
							法人					
							利子割	(創設) 支払を受けるべき利子等の 額の5% 4月1日施行				
道	府	業	人	事	業	税	率	個人	事業主 控除等			
								個人	税率			
								個人	その他			
								法人	税率	普通法人 年350万円以下 6.42% 年700万円以下 9.63% 年700万円超及び 清算所得 12.84% 特別法人 年350万円以下 6.42% 年350万円超及び 清算所得 8.56% ただし中小法人は 標準税率とする。 収入金額課税法人1.605%		
法人	その他											
道	府	業	人	事	業	税	率	不動産取得税	住宅に係る税率の特例措 置について、平成4年6 月30日まで3年間延長	住宅に係る税率 の特例措置につ いて、平成7年 6月30日まで3 年間延長		
								道府県たばこ税 (道府県たばこ 消費税)	税率等の特例措置の適用期限 を元年3月31日まで延長 (附則第12条の2、第30条 の3関係)	名称を道府県たばこ税に 変更、従価割を廃止 紙巻たばこ等1,000本に つき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき536円		

5	6	7	8
	特別減税 所得割の20%（最高20万円）を減額	所得割 700万円以下 2% 700万円超 4% 特別減税 所得割の15%（最高2万円）を減額	均等割 年 1,000円 特別減税 所得割の15%（最高2万円）を減額
	均等割 資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額（保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額とする。（1）から（4）まで同じ。）が (1) 50億円を超える法人 年額80万円 (2) 10億円を超え50億円以下の法人 年額54万円 (3) 1億円を超え10億円以下の法人 年額13万円 (4) 1千万円を超え1億円以下の法人 年額5万円 (5) 前各号に掲げる法人以外の法人 年額2万円		
事業主控除 年2,700,000円			
	普通法人 年350万円以下 6.30% 年700万円以下 9.45% 年700万円超及び清算所得 12.60% 特別法人 年350万円以下 6.30% 年350万円超及び清算所得 8.40% 収入金額課税法人 1.575% ただし中小法人は標準税率とする。		
	宅地及び宅地比準土地の取得が平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び8年中に行われた場合については、課税標準の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅に係る税率の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長	宅地及び宅地比準土地の取得が平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる。

税目		年度		9	10	11	
府	道	府	民	個人	所得割 700万円以下 2% 700万円超 3%	特別減税(個人住民税) (当初) (追加) (合計) 本人 8,000円 9,000円 17,000円 控除対象 配偶者又は 4,000円 4,500円 8,500円 扶養親族 (1人につき)	定率による税額控除(個人住民税) 所得割の15%(最高4万円)を 減額
				法人			
				利子割			
				配当割			
				株式等 譲渡 所得割			
	県	事	業	人	事業主 控除等		事業主控除 年 2,900,000円
					税率		
					その他		
		法	税率	普通法人 年400万円以下 5.88% 年800万円以下 8.82% 年800万円超及び清算所得 11.55% 特別法人 年400万円以下 5.88% 年400万円超及び清算所得 7.875% 収入金額課税法人 1.575% ただし中小法人等は $\frac{100}{105}$ を乗じ た標準税率とする。	普通法人 年400万円以下 5.25% 年800万円以下 7.665% 年800万円超及び清算所得 10.08% 特別法人 年400万円以下 5.25% 年400万円超及び清算所得 6.93% 収入金額課税法人 1.365% ただし中小法人等は $\frac{100}{105}$ を乗じ た標準税率とする。		
				その他			
不動産取得税			宅地及び宅地比準土地の取得が平成9年1月1日から平成11年12月31日までに終わった場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長	新築特例適用住宅用土地等に係る特例措置の土地取得後住宅新築までの経過年数の緩和 H11.4.1~H13.6.30までの土地取得→3年以内		
道府県たばこ税 (道府県たばこ 消費税)			税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円			

12	13	14	15	16
			(創設) 支払を受けるべき特定配当等の額の3% 平成16年1月1日施行	
			(創設) 特定株式等譲渡所得金額の3% 平成16年1月1日施行	
				(創設) 外形標準課税対象法人 付加価値額 0.504% 資本等の金額 0.21% 年400万円以下 3.99% 年800万円以下 5.775% 年800万円超及び 清算所得 7.56%
特定信託に対する課税措置 の創設(11月30日より施行)				
宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成16年6月30日まで3年間延長		不動産の取得が平成15年4月1日から平成18年3月31日までに行われた場合においては税率を一律3%とする特例措置を講ずる。宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例について、平成17年12月31日まで3年間延長	
			税率 紙巻たばこ 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	

税目		年度		17	18						
道	府	道	府	県	民	税	個人	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者特別控除の上のせ適用の廃止 生計同一の妻に対する非課税措置の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> 老年者非課税措置の廃止 定率減税による所得割の税額控除の15%（4万円上限）を7.5%（2万円上限）に縮減 森林づくり県民税創設 400円/年 		
							法人		<ul style="list-style-type: none"> 森林づくり県民税創設 均等割の5%を超過課税 		
							利子割				
							配当割				
							株式等譲渡所得割				
	県	事	業	業	業	業	業	個人	事業主		
								個人	控除等		
								個人	税率		
		業	業	業	業	業	業	業	法人		
									業	税率	
税	業	業	業	業	業	業	業	その他			
							業	税率			
税	業	業	業	業	業	業	業	不動産取得税	住宅及び土地に係る税率の特例措置について、平成21年3月31日まで延長。 住宅以外の家屋の取得が平成20年3月31日までに行われた場合においては税率を3.5%とする特例措置を講ずる。 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例措置について、平成21年3月31日まで延長。		
							業	道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)	税率 紙巻たばこ 1,000本につき1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき511円		

19	20				
<ul style="list-style-type: none"> ・定率減税の廃止 ・所得税からの税源移譲 (税率2%又は3%が一率4%) ・分離課税の税率割合の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税制度の創設 				
	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下 2.95(2.7)% 年800万円以下 4.365(4.0)% 年800万円超及び清算所得 5.78(5.3)% 特別法人 年400万円以下 2.95(2.7)% 年400万円超及び清算所得 3.93(3.6)% 収入金額課税法人 0.765(0.7)% </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> 外形標準課税対象法人 (所得割) 年400万円以下 1.69% 年800万円以下 2.475% 年800万円超及び清算所得 3.26% </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">ただし、中小法人等は()内の税率を適用</td> </tr> </table>	資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下 2.95(2.7)% 年800万円以下 4.365(4.0)% 年800万円超及び清算所得 5.78(5.3)% 特別法人 年400万円以下 2.95(2.7)% 年400万円超及び清算所得 3.93(3.6)% 収入金額課税法人 0.765(0.7)%	外形標準課税対象法人 (所得割) 年400万円以下 1.69% 年800万円以下 2.475% 年800万円超及び清算所得 3.26%	ただし、中小法人等は()内の税率を適用	
資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下 2.95(2.7)% 年800万円以下 4.365(4.0)% 年800万円超及び清算所得 5.78(5.3)% 特別法人 年400万円以下 2.95(2.7)% 年400万円超及び清算所得 3.93(3.6)% 収入金額課税法人 0.765(0.7)%	外形標準課税対象法人 (所得割) 年400万円以下 1.69% 年800万円以下 2.475% 年800万円超及び清算所得 3.26%				
ただし、中小法人等は()内の税率を適用					
	平成20年10月1日以降に開始する事業年度から事業税(所得割、収入割)の税率が引き下げられ、地方法人特別税(国税)が創設。				

税目		年度		21	22	
		21	22			
道	府	道府県民税	個人			
			法人			
			利子割			
			配当割			
			株式等譲渡所得割			
	県	事業	個人	事業主控除等		
				税率		
				その他		
		業	法人	税率		
				その他		平成22年10月1日以降の解散から清算所得課税が廃止され、通常の所得課税。
税	不動産取得税		住宅及び土地に係る税率の特例措置について、平成24年3月31日まで延長。 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例措置について、平成24年3月31日まで延長。			
	道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)			税率 紙巻たばこ 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円		

23	24	25
	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 ・特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 ・退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等) 	
		税率5% (平成26年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)
		税率5% (平成26年1月1日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)
	住宅及び土地に係る税率の特例措置について、平成27年3月31日まで延長。 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例措置について、平成27年3月31日まで延長。	
		税率(平成25年4月1日以降) 紙巻たばこ 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき411円

税目		年度	26			
道	府	道府県民税	個人	・ 防災・減災のための臨時特例 均等割 500 円加算（平成 26 年度～令和 5 年度）		
			法人	法人税割 3.2% 平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から法人県民税法人税割の税率の引き下げと併せて、 地方法人税（国税）が創設。		
			利子割			
			配当割			
			株式等譲渡所得割			
	県	事業	個人	事業主控除等		
				税率		
		業	法人	税率	資本金 1 億円以下の普通法人 年 400 万円以下 3.65(3.4)% 年 800 万円以下 5.465(5.1)% 年 800 万円超及び清算所得 7.18(6.7)%	外形標準課税対象法人 (所得割) 年 400 万円以下 2.39% 年 800 万円以下 3.475% 年 800 万円超及び清算所得 4.66%
				税率	特別法人 年 400 万円以下 3.65(3.4)% 年 400 万円超及び清算所得 4.93(4.6)%	
				税率	収入金額課税法人 0.965(0.9)%	
税	人	その他	平成 26 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から地方法人特別税（国税）の税率の引き上げと併せて、 事業税（所得割、収入割）の税率の引き上げ。			
		不動産取得税				
道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)						

平成 28 年 1 月 1 日以後に支払いを受けるべき利子等に係る法人の利子割について廃止

資本金 1 億円以下の普通法人		外形標準課税対象法人	
年 400 万円以下	3.65(3.4)%	(所得割)	
年 800 万円以下	5.465(5.1)%	年 400 万円以下	1.79%
年 800 万円	7.18(6.7)%	年 800 万円以下	2.575%
		年 800 万円超及び清算所得	3.46%
特別法人		(付加価値割)	0.744%
年 400 万円以下	3.65(3.4)%	(資本割)	0.31%
年 400 万円超及び清算所得	4.93(4.6)%		
収入金額課税法人	0.965(0.9)%		
		ただし、中小法人等は () 内の税率を適用	

住宅及び土地に係る税率の特別措置について、平成 30 年 3 月 31 日まで延長。
宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例措置について、平成 30 年 3 月 31 日まで延長。

税目		年度	28		
道	道府県民税	税率	個人		
			法人		
			利子割		
			配当割		
			株式等譲渡所得割		
府	事業	個人	事業主控除等		
			税率		
	業	法人	税率	資本金1億円以下の普通法人 年400万円以下 3.65(3.4)% 年800万円以下 5.465(5.1)% 年800万円 7.18(6.7)% 特別法人 年400万円以下 3.65(3.4)% 年400万円超及び清算所得 4.93(4.6)% 収入金額課税法人 0.965(0.9)%	外形標準課税対象法人 (所得割) 年400万円以下 0.49% 年800万円以下 0.775% 年800万円超及び清算所得 1.06% (付加価値割) 1.224% (資本割) 0.51% ただし、中小法人等は()内の税率を適用
			その他		
県	税	不動産取得税			
		道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)	税率 紙巻たばこ 1,000本につき860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき481円(平成28年4月1日以降)		

税率	
紙巻たばこ	1,000本につき860円
旧3級品の紙巻たばこ	1,000本につき551円(平成29年4月1日以降)

税目		年度	30	
道	道府県民税	税率	個人	所得割 (政令市) 2% (政令市除く) 4%
			法人	
			利子割	
			配当割	
			株式等譲渡所得割	
	府	事業人	個人	事業主 控除等
			税率	
			その他	
	県	業	法人	税率
			個人	
税	税	その他		
		不動産取得税	宅地及び土地に係る税率の特別措置について、令和3年3月31日まで延長。 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特別措置について、令和3年3月31日まで延長。	
	道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)	税率 紙巻たばこ 1,000本につき930円 (平成30年10月1日以降) 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき656円 (平成30年4月1日以降)		

令和元年度	
法人税割 1.0% (令和元年度 10 月 1 日以降に開始する事業年度) 令和元年 10 月 1 日からの消費税率引き上げと併せて、法人県民税法人税割の税率引き下げと地方法人税 (国税) の税率引き上げ	
平成 28 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までに開始し、平成 31 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度	
(所得割)	外形標準課税対象法人
年 400 万円以下	0.395%
年 800 万円以下	0.635%
年 800 万円超	0.880%
(付加価値割)	1.260%
(資本割)	0.525%
令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までに開始する事業年度	
※中小法人等は () 内の税率を適用	
(所得割)	資本金 1 億円以下の普通法人 外形標準課税対象法人 (所得割) 特別法人
年 400 万円以下	3.750% (3.500%) 0.495% 年 400 万円以下 3.750% (3.500%)
年 800 万円以下	5.665% (5.300%) 0.835% 年 400 万円超
年 800 万円超	7.180% (7.000%) 1.180% 及び精算所得
(収入割)	収入金課税法人
	1.065% (1.000%)
令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から、地方法人特別税 (国税) の廃止と併せて事業税の税率 (所得割、収入割) の引き上げ。	
令和元年 10 月 1 日以降に開始する事業年度から、消費税の引き上げと併せて、特別法人事業税 (国税) が創設。	
税率	
紙巻たばこ	1,000 本につき 930 円
旧 3 級品の紙巻たばこ	1,000 本につき 930 円 (令和元年 10 月 1 日以降)

税目		年度		
道 府 民 税	道 府 県 民 税	個人		
		法人		
		利子割		
		配当割		
		株式等 譲渡 所得割		
	事 業 税	個人	事業主 控除等	
			税率	
			その他	
	業 税	法人	税率	令和2年4月1日から開始する事業年度 電気供給業のうち小売電気事業及び発電事業 <資本金1億円超の法人> (収入割) 0.815% (付加価値割) 0.370% (資本割) 0.150% <資本金1億円以下の法人> ※ 収入金額が年2億4千万円以下の法人は ()内の税率を適用 (収入割) 0.815% (0.750%) (所得割) 1.850% (1.850%)
			その他	
	不動産取得税			
	道府県たばこ税 (道府県たばこ 消費税)		税率 1,000本につき1,000円(令和2年10月1日以降)	

宅地及び土地に係る税率の特別措置について、令和6年3月31日まで延長。

宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特別措置について、令和6年3月31日まで延長。

税率

1,000本につき1,070円（令和3年10月1日以降）

税目		年度		
道府県民税	税率	個人		
		法人		
		利子割		
		配当割		
		株式等譲渡所得割		
	事業人	個人	事業主控除等	
		税率		
		その他		
	業人	法人	令和4年4月1日以後に開始する事業年度 外形標準課税対象法人 (所得割) 1.180% ※ 軽減税率の廃止 ガス供給業のうち、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業 ※ 収入金額が年2億4千万円以下の法人は 0 内の税率を適用 (収入割) 1.065% (1.000%) ガス供給業のうち、特定ガス供給業を行う法人 ※ 収入金額が年2億4千万円以下の法人は 0 内の税率を適用 (収入割) 0.545% (0.480%) (付加価値割) 0.770% (資本割) 0.320% ※ その他のガス供給業は、所得等課税法人と同様の課税方式に変更	
		税率		
	税	その他		
	不動産取得税			
	道府県たばこ税 (道府県たばこ消費税)			

税 目		年 度				
		昭和25年	26	27	28	29
道 府 県 税	ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税、 地方税と しての入 場税を含 む。)	(入場税) 第1種の場合 100%		(入場税) 税率を従前の $\frac{1}{2}$ に引 き下げた。		ゴ ル フ 場 Ⓢ $\frac{50}{100}$
		第2種の場合 40%				ゴルフ場に 類する施設
		第3種の場合 100%				ゴルフ練習場
						ぱちんこ場 (類する施設) Ⓢ 15等級4地域 1台につき月額 40~270円
						ス マ ー ト ボ ー ル 場
						まあじゃん場 Ⓢ 1卓につき月額 500円
						た ま つ き 場 (類する施設) Ⓢ 1卓につき月額 1,000円
						射 的 場 (類する施設) Ⓢ $\frac{30}{100}$
						ボ ー リ ン グ 場
						カ ー サ ー キ ッ ト 場
						ア ー チ ョ リ ー 場
						室 内 射 的 場
						舞 踏 場 Ⓢ $\frac{50}{100}$
						つ り ぼ り Ⓢ $\frac{30}{100}$
						貸 船 場 Ⓢ $\frac{30}{100}$
				ス ケ ー ト 場 Ⓢ $\frac{30}{100}$		

30	31	32	33	34
		㊦㊧1人1日につき 300円、250円 200円、150円 100円		
			㊦課税対象となる 1人1回につき 50円、40円 30円、20円	
㊦課税対象となる ばちんこ場適用				
		1台につき月額 800円		
			㊦となる12等級4 等地1施設につき 月額400～8,150円	
				㊦となる
		削除		

(ゴルフ場利用税つづき)

年度 税目		35	36	37	38
		道	ゴルフ場	1人1日につき 400円、350円、 300円、250円、 200円、150円	1人1日につき 500円、450円、 400円、350円、 300円、250円、200円
府 県 税	ゴルフ場に 類する施設		㊦ベビーゴルフ場対 象となる。 $\frac{50}{105}$ (S36.4.30) ㊧となる。 1人1回につき50円 (S36.7.14)		
	ゴルフ練習場				
	ぱちんこ場 (類する施設)				
	スマート ボール場				
	まあじゃん場				
	たまつき場 (類する施設)				
	射的場 (類する施設)				
	ボーリング場		㊦課税対象となる $\frac{15}{100}$	$\frac{10}{100}$	
	カーサー キット場				
	アーチェリー場				
	室内射的場				
	舞踏場		$\frac{15}{100}$	$\frac{10}{100}$	
	つりぼり		削除		
	貸船場		削除		

39	40	41	42～45	46
		1人1日につき 750円、600円、500円、 400円、300円 ゴルフ場所在市町村に対して1/6交付		ゴルフ場所在市町村 に対して1/3交付
		㊦類する施設となる 1人1日につき 200円、150円、100円		
		}		
		合併		
		}		
㊦となる	㊦となる $\frac{10}{100}$			㊦となる 1台1ヶ月平均に よる点数制
		㊦課税対象となる $\frac{10}{100}$		

(ゴルフ場利用税つづき)

年度		47	48	49	50
税目					
道 府 県 税	ゴルフ場		1人1日につき 1,000円、800円、 650円、500円、400円 ゴルフ場所在市町村に 対して1/2交付		1人1日につき 1,200円、1,000円 800円、650円、 500円
	ゴルフ場に 類する施設				
	ゴルフ練習場				
	ぱちんこ場 (類する施設)				
	スマート ボール場				
	まあじゃん場				
	たまつき場 (類する施設)				
	射的場 (類する施設)				
	ボーリング場 (ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税、 地方税と しての入 場税を含 む。)			点数制廃止 1台1ヶ月平均の区分 による税率とした1台 につき月額 1円~42,500円	
	カーサー キット場				
	アーチェリー場			Ⓢ $\frac{10}{100}$ 課税対象となる。	
	室内射的場			Ⓢ $\frac{10}{100}$ 課税対象となる。	
	舞踏場				

51	52	53~57	58	59	60	61	62
	1人1日につき 1,500円、1,400円 1,200円、1,000円、 800円、600円		1人1日につき 1,650円、1,500円 1,300円、1,100円、 900円、650円		1人1日につき 1,650円、1,300円、 1,100円、650円		
	1人1日につき 300円、250円、 150円						
	1人1日につき 80円、70円、 50円、40円						
	15等級4地域 1台につき月額 50円~340円		15等級4地域 1台につき月額 60円~370円				
	1卓につき月額 750円		1卓につき月額 830円				
	1卓につき月額 1,000円		1卓につき月額 1,100円				

(ゴルフ場利用税つづき)

税 目		年 度	63	平 成 元 年 度	2~14	15	16~ 令和元
道 府 県 税	ゴルフ場 利用税 (娯楽施設 利用税、 地方税と しての入 場税を含 む。)	ゴ ル フ 場		(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率1人1日1,200円、950円、800円、 450円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して $\frac{7}{10}$ 交付		非課税制 度が滯設 された。	
		ゴルフ場に 類する施設					
		ゴルフ練習場					
		ぱちんこ場 (類する施設)					
		ス マ ー ト ポ ー ル 場					
		まあじゃん場					
		たまつき場 (類する施設)					
		射 的 場 (類する施設)					
		ボーリング場	特例利用 ゲームを 減額				
		カ ー サ ー キ ッ ト 場					
		アーチェリー場					
		室内射的場					
		舞 踏 場					

非課税措置が追加された（国民体育大会のゴルフ競技・公式練習、国際競技大会のゴルフ競技・公式練習としての利用）。

税 目		年 度					
		昭和 25 年度	26	27	28	29	30
道		(遊興飲食税)				(免税点)	芸者の花代
		芸者の花代					30%
府		100%				大衆飲食店	花代を伴う遊興飲食
		カフェー・バー等		カフェー・バー等		1人1回 120円	15%
県		40%				甘味喫茶店	カフェー・バー等
		上記以外の飲食		上記以外の飲食		1人1回 100円	15%
税		20%				大衆旅館	上記以外の飲食
		宿 泊		宿 泊		1人1回 700円	1人1回 500円
		20%		(免税点)		以下	5%
				大衆食堂等		1人1回 500円	10%
				1人1回		以下	5%
				100円以下		1人1泊1,000円超	10%
				1品価格		超	
				50円以下		(免税点)	
						1人1回	200円以下
						食券食堂の1品の価格	100円以下
						(基礎控除)	
						1人1泊 500円	
						公給領収証制度の採用	

31	32	33~35	36	37	38~41	41
	芸者の花代、カフェー・ バー等 15% 宿泊及び上記以外の 飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊1人1泊 800円以下		名称を料理飲食等消 費税に変更した。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費 金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿 泊料金 (1泊につき2食 までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎 控除) 宿泊 1人1泊 800円		(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等にお ける特定の奉仕料(料 金の10%以下等)は課 税標準から控除するこ ととした。

(特別地方消費税つき)

税 目		年 度								
		42	43	44	45	46	47	48	49	50
道	特別地方 消費税 (料理飲食 等消費税、 遊興飲食 税)			(免税点) 旅 館 1人1泊 1,600円		(免税点) 旅 館 1人1泊 1,800円		(免税点) 旅 館 1人1泊 2,400円	(旅館におけ る基礎控除) 1人1泊 1,500円	(免税点) 旅 館 1人1泊 3,400円
				飲食店等 1人1回 800円		飲食店等 1人1回 900円		飲食店等 1人1回 1,200円		飲食店等 1人1回 1,700円
府				チケット制 食堂 1品 400円		チケット制 食堂 1品 450円		チケット制 食堂 1品 600円		チケット制 食堂 1品 850円
				(税率) 遊興飲食及び 宿泊並びにそ の他の利用行 為の料金 10%		(旅館におけ る基礎控除) 1人1泊 1,000円				
県										
税										

51	52	53	54～56	57	58	59～63
	(免税点) 旅 館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食 堂 1品 1,000円	(旅館におけ る基礎控除) 1人1泊 2,000円		(免税点) 旅 館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館におけ る基礎控除) 1人1泊 2,500円	

(特別地方消費税につき)

年度		平成元年度	2	3	4~8
税目					
道	府	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用		(免税点) 宿泊等1人1泊につき 15,000円	
		旅館 1人1泊 10,000円 料理店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収証制度の廃止		飲食等1人1回につき 7,500円 ・チケット制食堂における免税点の特例の廃止 ・市町村交付金制度の創設(交付率1/5) ・外国大使等への非課税措置 (H3. 7. 1)	
県	税	特別地方消費税 (料理飲食等消費税、遊興飲食税)			

9	10	11
(交付金) 旅館、飲食店 等所在市町村 に対して2分 の1の範囲内 で交付		平成12年3月31日 をもって特別地方 消費税は廃止され る。

税 目		年 度						
		昭和25年度	26	27	28	29	30	31
道 府 県	自動車税	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円			普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック 14,000円 バス観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 その他 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円		トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率を、「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げた。
		軽油引取税						(創設) 税率 1kl 6,000円
		その他の税	附加価値税が創設され実施は昭和27年1月1日からとされた。 漁業権税 賃貸料の10%		附加価値税の実施は昭和28年1月1日から延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和29年1月1日から延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。

32	33	34	35	36	37	38	39	40
	二輪小型自動車及び軽自動車を市町村税の軽自動車税とした。			普通自動車 自家用 3.048m以下 36,000円 3.048m超 60,000円 営業用 3.048m以下 15,000円 3.048m超 30,000円 トラック 15,000円 バス観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 自家用 1.0以下 12,000円 1.0超 1.5以下 14,000円 1.5超 16,000円 営業用 1.0以下 6,000円 1.0超 1.5以下 7,000円 1.5超 8,000円			普通自動車 自家用 3.048m以下 54,000円 3.048m超 90,000円 営業用 3.048m以下 22,500円 3.048m超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1.0以下 18,000円 1.0超 1.5以下 21,000円 1.5超 24,000円 観光貸切用 バス 45,000円
税率 1 kℓ 8,000円		税率 1 kℓ 10,400円		税率 1 kℓ 12,500円			税率 1 kℓ 15,000円	
	狩猟者税の税率が改正された。					狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。		

(つづき)

税目		年度										
		41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
道府県	自動車税							バス (標準 税率) 一般乗 合用 14,000 円 その他 30,000 円				普通自動車 自家用 3.048m以下 70,000 円 3.048m超 117,000 円 営業用 3.048m以下 26,000 円 3.048m超 52,000 円 四輪車以上の小型自動車 自家用 10以下 23,500 円 10超 1.50以下 27,500 円 1.50超 31,500 円 営業用 10以下 7,000 円 10超 1.50以下 8,000 円 1.50超 9,000 円 トラック 4 トン超 5 トン以下 自家用 20,000 円 営業用 17,500 円 バス 自家用 乗車定員 40 人超 50 人 以下 39,000 円 営業用 一般乗合用・乗車定 員 30 人超 40 人以下 14,000 円 一般乗合用以外のもの 乗車定員 40 人超 50 人以下 34,500 円 三輪の小型自動車 自家用 5,000 円 営業用 4,400 円
	軽油引取税											税率 1 kℓ 19,500 円
	その他の税	(鉱区税) 石油又は 天然ガスの 鉱区に係る 税率が現行 (試掘 90 円、 採掘 180 円) の 2/3 に 引き下げ られた。		自動車取得 税(目的税) が創設され 法定外普通 税としての 自動車取得 税が廃止さ れた。 税率 3%	自動車 取得税 免税点 15 万円			狩猟免 許税、 入猟税 の税率 が引き 下げら れた。			自動車 取得税 の自家用 自動車の 税率5%免 税点 30 万円	

52	53	54	55	56・57	58	59	60	61～63
		<p>普通自動車 自家用 30以下 71,000 円 30超 60以下 77,000 円 60超 129,000 円 営業用 30以下 24,000 円 30超 6 以下 26,000 円 60超 52,000 円</p> <p>四輪以上の 小型自動車 自家用 10以下 25,500 円 10超 1.50以下 30,000 円 1.50超 34,000 円</p> <p>トラック 自家用 4 トン超 5 トン以下 22,000 円</p> <p>バス 自家用 乗車定員 40 人超 50 人以下 42,500 円 営業用 一般乗合用以外の もの乗車定員 50 人 以下 36,000 円</p> <p>三輪の小型自動車 自家用 1 トン以下 5,500 円 1 トン超 8,300 円</p>				<p>普通自動車 自家用 30以下 81,500 円 30超 60以下 88,500 円 60超 148,500 円 営業用 30以下 25,000 円 30超 60以下 27,500 円 60超 54,500 円</p> <p>四輪以上の小型自動車 自家用 10以下 29,500 円 10超 1.50以下 34,500 円 1.50超 39,500 円 営業用 10以下 7,500 円 10超 1.50以下 8,500 円 1.50超 9,500 円 トラック 自家用 4 トン超 5 トン以下 25,500 円 営業用 4 トン超 5 トン以下 18,500 円 バス 自家用 乗車定員 40 人超 50 人以下 49,000 円 営業用 一般乗合用乗車定員 30 人 超 40 人以下 14,500 円 一般乗合用以外のもの乗車 定員 40 人超 50 人以下 38,000 円</p> <p>三輪の小型自動車自家用 1 トン以下 6,000 円 1 トン超 9,000 円 営業用 1 トン以下 4,500 円 1 トン超 6,800 円</p>		
		<p>税率 1 kℓ 24,300 円</p>						
<p>鉦区税、 狩猟免許 税、入猟 税の税率 が 2 倍に 引き上げ られた。</p>		<p>狩猟免許税が狩 猟者登録税に改め られた。</p>	<p>核燃料税 （法定外普 通税）が創 設された。</p> <p>納税義務者 発電用原子 炉の設置者 税率 核燃料の価 額の 5%</p>		<p>狩猟者登 録税、入 猟税、鉦 区税の税 率が引き 上げられ た。</p>		<p>核燃料税 （法定外普 通税）が更 新された。 納税義務者 発電用原子 炉の設置者 税率 核燃料の価 額の 7%</p>	

税 目		年 度		2	3~4	5~6
		平成元年度				
道	自動車税	乗用車				
		自家用	営業用			
府	自動車税	1リットル以下	1リットル以下			
		29,500円	7,500円			
		1リットル超	1リットル超			
		1.5リットル以下	1.5リットル以下			
		34,500円	8,500円			
		1.5リットル超	1.5リットル超			
		2リットル以下	2リットル以下			
		39,500円	9,500円			
		2リットル超	2リットル超			
		2.5リットル以下	2.5リットル以下			
		45,000円	13,800円			
		2.5リットル超	2.5リットル超			
		3リットル以下	3リットル以下			
		51,000円	15,700円			
		3リットル超	3リットル超			
		3.5リットル以下	3.5リットル以下			
		58,000円	17,900円			
3.5リットル超	3.5リットル超					
4リットル以下	4リットル以下					
66,500円	20,500円					
4リットル超	4リットル超					
4.5リットル以下	4.5リットル以下					
76,500円	23,600円					
4.5リットル超	4.5リットル超					
6リットル以下	6リットル以下					
88,000円	27,200円					
6リットル超	6リットル超					
111,000円	40,700円					
県		普通自動車と小型自動車（三輪車を除く。）との車種区分を廃止する。				
税	軽油引取税	<ul style="list-style-type: none"> ・納入地（消費税）課税制度の導入 ・混和等の承認制度の導入 ・販売店課税範囲の拡大 ・元売・特約業者の指定要件の厳格化（10月1日より施行） 				税率 1 kℓ 32,100円
	その他の税			核燃料税（法定外普通税）が更新された。 ・納税義務者 発電用原子炉の設置者 ・税率 核燃料の価額の7% 自動車取得税の 自家用自動車の 免税点 50万円		

7	8	9	10	11	12
			免税軽油の引取り等 に係る報告義務制度 の創設 (10月1日より 施行)		
核燃料税 (法定 外普通税) が更 新された。 ・納税義務者 発電用原子炉 の設置者 ・税率 核燃料の価額 の7%		地方消費税が創設された。 ・譲渡割 一定税率 消費税額の100分 の25 当分の間、国が消費税と併せ て賦課徴収 ・貨物割 一定税率 消費税額の100分 の25 国が消費税と併せて賦課徴収 ※都道府県内の市町村に対して 清算後の額の2分の1を交付。			核燃料税 (法定 外普通税) が更 新された。 ・納税義務者 発電用原子炉 の設置者 ・税率 核燃料の価額 の7%

税 目		年 度																																																					
		13	14																																																				
道 府 県	自動車税	<p>キャンピング車に係る税率を同排気量の乗用車に係る税率の概ね8割とする改正を行った。 (13年度は一部経過措置)</p>	<p>トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）</p> <table border="0"> <tr> <td>1トン以下</td> <td>6,500円</td> <td>1トン以下</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>1トン超2トン以下</td> <td>9,000円</td> <td>1トン超2トン以下</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>2トン超3トン以下</td> <td>12,000円</td> <td>2トン超3トン以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>3トン超4トン以下</td> <td>15,000円</td> <td>3トン超4トン以下</td> <td>20,500円</td> </tr> <tr> <td>4トン超5トン以下</td> <td>18,500円</td> <td>4トン超5トン以下</td> <td>25,500円</td> </tr> <tr> <td>5トン超6トン以下</td> <td>22,000円</td> <td>5トン超6トン以下</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>6トン超7トン以下</td> <td>25,500円</td> <td>6トン超7トン以下</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>7トン超8トン以下</td> <td>29,500円</td> <td>7トン超8トン以下</td> <td>40,500円</td> </tr> <tr> <td>8トン超</td> <td>29,500円に8トンを 超える部分1トンまでごとに 4,700円を加算した額</td> <td>8トン超</td> <td>40,500円に8トンを 超える部分1トンまでごとに 6,300円を加算した額</td> </tr> </table> <p>けん引自動車 営業用 小型自動車 7,500円 普通自動車 15,100円 被けん引自動車 営業用 小型自動車 3,900円 普通自動車で8トン以下のもの 7,500円 普通自動車で8トン超のもの 7,500円に8トンを超える部分1トンまで ごとに3,800円を加算した額 自家用 小型自動車 5,300円 普通自動車で8トン以下のもの 10,200円 普通自動車で8トン超のもの 10,200円に8トンを超える部分1トンまで ごとに5,100円を加算した額 ※トラックのうち最大乗車定員が4人以上であるものの税率は上記税額に 次の区分に応じた額を加算した額</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">営業用</td> <td colspan="2">自家用</td> </tr> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>3,700円</td> <td>1リットル以下</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>1リットル超1.5リットル以下</td> <td>4,700円</td> <td>1リットル超1.5リットル以下</td> <td>6,300円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超</td> <td>6,300円</td> <td>1.5リットル超</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> <p>バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用 30人以下 12,000円 30人超40人以下 14,500円 40人超50人以下 17,500円 50人超60人以下 20,000円 60人超70人以下 22,500円 70人超80人以下 25,500円 80人超 29,000円</p>	1トン以下	6,500円	1トン以下	8,000円	1トン超2トン以下	9,000円	1トン超2トン以下	11,500円	2トン超3トン以下	12,000円	2トン超3トン以下	16,000円	3トン超4トン以下	15,000円	3トン超4トン以下	20,500円	4トン超5トン以下	18,500円	4トン超5トン以下	25,500円	5トン超6トン以下	22,000円	5トン超6トン以下	30,000円	6トン超7トン以下	25,500円	6トン超7トン以下	35,000円	7トン超8トン以下	29,500円	7トン超8トン以下	40,500円	8トン超	29,500円に8トンを 超える部分1トンまでごとに 4,700円を加算した額	8トン超	40,500円に8トンを 超える部分1トンまでごとに 6,300円を加算した額	営業用		自家用		1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円	1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円	1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円
		1トン以下	6,500円	1トン以下	8,000円																																																		
		1トン超2トン以下	9,000円	1トン超2トン以下	11,500円																																																		
2トン超3トン以下	12,000円	2トン超3トン以下	16,000円																																																				
3トン超4トン以下	15,000円	3トン超4トン以下	20,500円																																																				
4トン超5トン以下	18,500円	4トン超5トン以下	25,500円																																																				
5トン超6トン以下	22,000円	5トン超6トン以下	30,000円																																																				
6トン超7トン以下	25,500円	6トン超7トン以下	35,000円																																																				
7トン超8トン以下	29,500円	7トン超8トン以下	40,500円																																																				
8トン超	29,500円に8トンを 超える部分1トンまでごとに 4,700円を加算した額	8トン超	40,500円に8トンを 超える部分1トンまでごとに 6,300円を加算した額																																																				
営業用		自家用																																																					
1リットル以下	3,700円	1リットル以下	5,200円																																																				
1リットル超1.5リットル以下	4,700円	1リットル超1.5リットル以下	6,300円																																																				
1.5リットル超	6,300円	1.5リットル超	8,000円																																																				
軽油引取税	<p>特約業者・元売業者以外の者が行う軽油の輸入に係る課税時期（申告納付期限）の改正（6月1日より適用）</p>																																																						
その他の税																																																							

16	17	18
		<ul style="list-style-type: none"> ・県境を越える自動車の転出入に係る自動車税の月割計算の廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・製造の承認を受ける義務に関する罪に係る罰則の引上げ等 ・不正軽油等譲受罪の創設 ・軽油引取税の補完的納税義務の創設 ・脱税に関する罪に係る罰則の引上げ ・検査拒否等に関する罪に係る懲役刑の創設 ・不正受還付罪の創設 ・免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに関する罪に係る罰則の引上げ ・元売業者、仮特約業者及び特約業者の指定の取消しの要件等の追加 ・軽油の納入に係る書類の保存期間の延長 		<ul style="list-style-type: none"> ・供給者罰則の創設
狩猟税の創設 (狩猟者登録税と入猟税の廃止)	核燃料税（法定外普通税）が更新された。 <ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者 発電用原子炉の設置者 ・税率 核燃料の価額の10% 	

税 目		年 度			
		19	20	21	22
道 府 県	自動車税				
	軽油引取税			目的税から普通税に改められた。	平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（1キロリットル32,100円）を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1キロリットル15,000円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。
	その他の税	狩猟税の税率改正	狩猟税の税率の特例措置の創設	自動車取得税が目的税から普通税に改められた。	核燃料税（法定外普通税）が更新された。 ・納税義務者 発電用原子炉の設置者 ・税率 核燃料の価額の13%

23	24	25	26
揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。			
		狩猟税の税率の特例措置の延長	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2% 地方消費税（譲渡割・貨物割）の税率が以下のとおり引き上げられた。 消費税額の 63 分の 17 ※引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。）の用途については、全額社会保障財源化

年度		27	28～30
税目			
道 府 県	自動車税		
	軽油引取税		
	その他の税	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 非課税 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 非課税 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1	

年度		令和元年度	2																																	
税目																																				
道 府 県	自動車税	環境性能割 令和元年10月1日より、自動車の取得時の税金として、自動車税の中に環境性能割が創設された。 税率 自家用 0～3% 営業用 0～2% (燃費基準達成度等に応じて決定) 消費税増税に伴う対応として、令和元年10月1日～令和2年9月30日の間に取得した自家用乗用車について、税率を1%軽減(臨時的軽減)。 免税点 50万円	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、臨時的軽減の適用期限を令和3年3月31日まで延長することとされた。																																	
		動 車 種 令和元年10月1日以降に新車新規登録を受けた自家用乗用車について税率が引き下げられた。 (自家用のキャンピング車についても同様に引き下げ)																																		
	税 別 割	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>乗用車</th> <th>キャンピング車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1リットル以下</td> <td>25,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>1リットル超 1.5リットル以下</td> <td>30,500円</td> <td>24,400円</td> </tr> <tr> <td>1.5リットル超 2リットル以下</td> <td>36,000円</td> <td>28,800円</td> </tr> <tr> <td>2リットル超 2.5リットル以下</td> <td>43,500円</td> <td>34,800円</td> </tr> <tr> <td>2.5リットル超 3リットル以下</td> <td>50,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>3リットル超 3.5リットル以下</td> <td>57,000円</td> <td>45,600円</td> </tr> <tr> <td>3.5リットル超 4リットル以下</td> <td>65,500円</td> <td>52,400円</td> </tr> <tr> <td>4リットル超 4.5リットル以下</td> <td>75,500円</td> <td>60,400円</td> </tr> <tr> <td>4.5リットル超 6リットル以下</td> <td>87,000円</td> <td>69,600円</td> </tr> <tr> <td>6リットル超</td> <td>110,000円</td> <td>88,000円</td> </tr> </tbody> </table>		乗用車	キャンピング車	1リットル以下	25,000円	20,000円	1リットル超 1.5リットル以下	30,500円	24,400円	1.5リットル超 2リットル以下	36,000円	28,800円	2リットル超 2.5リットル以下	43,500円	34,800円	2.5リットル超 3リットル以下	50,000円	40,000円	3リットル超 3.5リットル以下	57,000円	45,600円	3.5リットル超 4リットル以下	65,500円	52,400円	4リットル超 4.5リットル以下	75,500円	60,400円	4.5リットル超 6リットル以下	87,000円	69,600円	6リットル超	110,000円	88,000円	
		乗用車	キャンピング車																																	
1リットル以下	25,000円	20,000円																																		
1リットル超 1.5リットル以下	30,500円	24,400円																																		
1.5リットル超 2リットル以下	36,000円	28,800円																																		
2リットル超 2.5リットル以下	43,500円	34,800円																																		
2.5リットル超 3リットル以下	50,000円	40,000円																																		
3リットル超 3.5リットル以下	57,000円	45,600円																																		
3.5リットル超 4リットル以下	65,500円	52,400円																																		
4リットル超 4.5リットル以下	75,500円	60,400円																																		
4.5リットル超 6リットル以下	87,000円	69,600円																																		
6リットル超	110,000円	88,000円																																		
税	軽油引取税																																			
	その他の税	<p>狩猟税の税率の特例措置の延長</p> <p>地方消費税(譲渡割・貨物割)の税率が令和元年10月1日から以下のとおり引き上げられた。 消費税額の78分の22 ※消費税率換算2.2% (軽減税率適用時1.76%)</p> <p>令和元年9月30日をもって自動車取得税が廃止された。</p>																																		

税目		年度		
		3	4	
道 府 県	自動車 税	環境 性 能 割	感染症の状況や経済の動向、臨時的軽減が環境インセンティブ機能に与える影響等を総合的に勘案し、臨時的軽減の適用期限を令和3年12月31日まで延長することとされた。	半導体不足等の状況を踏まえ、異例の措置として、現行の税率区分を令和5年12月31日まで据え置く。
		種 別 割		
	税	軽油引取税		
		その他の税		